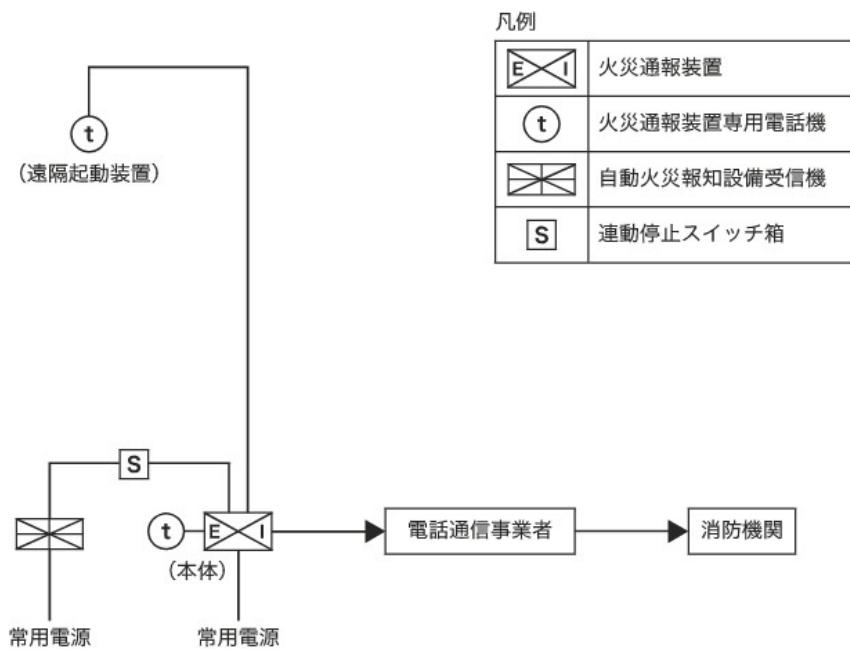


第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

1 主な構成(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式のもの。第13-1参照)



【第13-1図】

2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「火災通報装置」とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- イ 「特定火災通報装置」とは、スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能(以下この項において「ハンズフリー通話機能」という。)を有する火災通報装置のうち、政令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が500m²未満のものに設けるものをいう。
- ウ 「手動起動装置」とは、火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- エ 「蓄積音声情報」とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- オ 「通報信号音」とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- カ 「連動起動機能」とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

3 設置場所等

火災通報装置の設置場所等は、省令第25条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 火災通報装置

- ア 省令第25条第2項第1号に規定する防災センター等は、次に掲げる部分が該当するものであること。
 - (7) 防災センター
 - (イ) 中央管理室
 - (ウ) 守衛室
 - (エ) 管理人室
- イ 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けないこと。
- ウ 操作上又は点検上支障とならない場所に設けてあること。
- エ 地震動等による転倒防止措置を講じること。
- オ 湿気、埃のない場所に設置すること。

(2) 遠隔起動装置

ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、一つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。▲

イ 次に掲げる防火対象物のうち、火災通報装置の本体の設置階以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を有する場合(例 複数の障害者グループホーム)には、遠隔起動装置を設けること。▲

(ア) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

(ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(エ) 政令別表第1(6)項イ(前(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物

ウ 遠隔起動装置を設ける場合は、前(1)イからオまでに準ずること。

4 火災通報装置

火災通報装置は、省令第25条第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 火災通報装置は、火災通報装置の基準(平成8年消防庁告示第1号。以下「火災通報装置告示」という。)に適合するもの又は認定品のものとすること。●

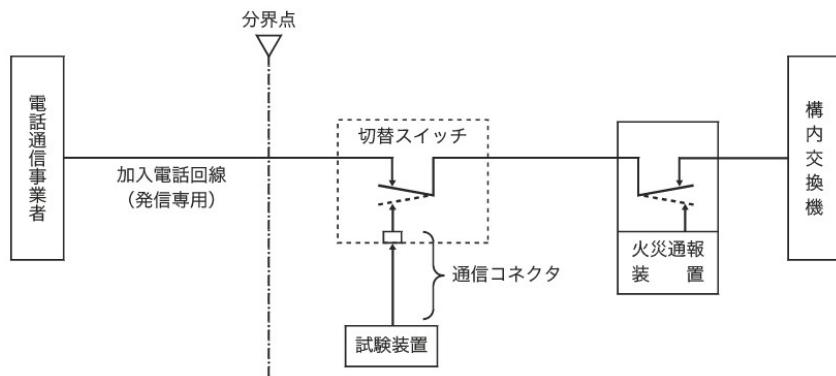
(2) 接続する電話回線

ア 電話回線は、利用度の低い発信専用回線を使用することが望ましいこと。▲

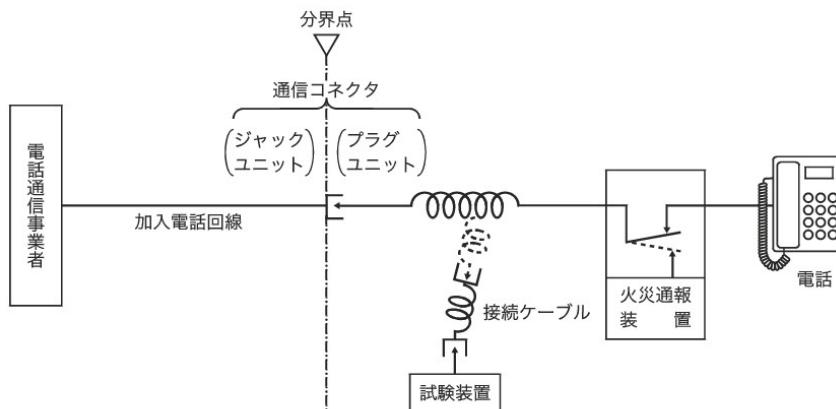
イ 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話通信事業者の間となる部分に接続することとし、構内交換機等の内線には接続しないこと。(第13-2図参照)

(火災通報装置を設置する場合の例)

(その1) 分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合



(その2) 分界点を通信コネクタとする場合



注1 [] 部分にあっては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

2 通信コネクタ内の ↑ は、プラグユニットを ↓ は、ジャックユニットを示す。

【第13-2図】

ウ IP電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。）を使用する場合は、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるもの及び予備電源が設けられた回線終端装置等（回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。）を介すること。

エ 火災通報装置の電話回線への接続は、回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、電話機、ファクシミリ等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続すること。

(3) 常用電源は、省令第25条第3項第4号に規定するほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること（特定火災通報装置を除く。）。

なお、ウにおいて準用する「火災通報装置用のものである旨の表示」について、回線終端装置等を用いるもので、常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置に係る回線終端装置等用である旨の赤色の表示を付すこと。

(4) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によること。

(5) 火災通報装置の起動

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、省令第25条第3項第5号の規定によるほか、次によること。

ア 感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動起動するものであること。

イ 複合用途防火対象物のうち、省令第25条第3項第5号に掲げる防火対象物が存するもの（以下この4において「(6)項口等部分」という。）については、(6)項口等部分を含む防火対象物全体の火災信号等からの連動を原則とすること。

なお、(6)項口等部分と他の用途が建基令第112条第13項に規定する防火区画で明確に区分されているものであり、(6)項口等部分の火災信号等からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、政令第32条の規定を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

ウ 省令第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

5 通報メッセージ

火災通報装置告示第3第5号の規定する蓄積音声情報の蓄積音声情報は、次によること。

なお、連動起動機能により起動する場合は第13-1表、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は第13-2表の例によること。

ア 通報信号音

イ 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ

ウ 通報対象物の所在地

エ 通報対象物の名称

オ 通報対象物の階数

カ 電話番号（通報対象物の代表電話）

キ 呼び返し信号を案内するメッセージ

【第13-1表】（連動起動機能により起動する場合）

ピン、ポーン、ピン、ポーン（通報信号音）
 自動火災報知設備が作動しました。（自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ）
 ○○町○丁目○番○号（通報対象物所在地）
 老人福祉施設 ○○園（通報対象物名）
 建物は○階建です。
 電話番号は○○○-○○○○です。（電話番号）
 逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

【第13-2表】(手動起動装置が操作されたことにより起動する場合)

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ (通報信号音)
 火事です。火事です。(火災である旨の固定されたメッセージ)
 ○○町○丁目○番○号 (通報対象物所在地)
 ○○保育園 (通報対象物名)
 建物は○階建です。
 電話番号は○○○-○○○○です。(電話番号)
 逆信してください。(呼び返し信号を案内するメッセージ)

6 特定火災通報装置

特定火災通報装置は、次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せずに取る必要はないこと。(省令第25条第3項第4号イ関係)
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。(省令第25条第3項第4号口関係)
- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。(火災通報装置告示第3第4号関係)
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。(火災通報装置告示第3第8号関係)
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりとすること。(火災通報装置告示第3第8号の2関係)
 - ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。
 - イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
 - ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。
- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。(火災通報装置告示第3第18号(1)チ関係)

7 特例基準

- (1) 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものであって、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、名称、階数及び電話番号その他これに関連する内容)が明示されているものにあっては、政令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。
 - ア 政令別表第1(5)項イのうち、宿泊室等が10以下であるもの。
 - イ 政令別表第1(6)項イのうち、同表(6)項イ(3)(病床が19以下であるものに限る。)及び(4)に掲げるもの。
 - ウ 政令別表第1(6)項ハのうち、通所施設であるもの。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすものにあっては、政令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。
 - ア 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者(MNO)のサービスエリア範囲内であるもの。
 - イ 法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できるもの。